

年齢者世帯が約58%から64%、障害者・傷病世帯が約31%から34%、母子世帯が約2%から4%、その他世帯が3%から7%となっております。

**Q** 市での保護率は、全国平均の約3分の1、県平均の2分の1以下と低い。生活保護を利用できるのに利用していない人が多くいるのではないか。

**A** 保健福祉部長 生活保護の申請は自主申告で、苦しくても頑張っている方もおります。民生委員を通して制度の周知を図っていますが、十分と言えるか疑問もあります。

**Q** 日本の生活保護捕提率（生活保護の受給資格のある人の何%が実際に受給しているか）は15%から20%で、先進国で最低レベル。ちなみにドイツは65%、フランスは92%、イギリスは50%から90%。もともと低い日本の捕提率に加え、市の保護率は全国平均の

3分の1しかない。市には生活保護制度を受けづらい状況があるのではないか。

**A** 保健福祉部長 生活保護業務の適正な執行に努めています。決して水際等で排除することではなく、しっかり相談に乗って、できるだけ保護に対して前向きに対応できるように取り組んでいます。

**Q** 市での不正受給の実態はどうか。

**A** 保健福祉部長 生活保護法第78条に規定されている不実の申請、その他不正な手段により保護を受給したと判断され、返還されたものの数字を示します。平成20年度、1件、金額は3万円。平成21年度、5件、176万7千354円。平成22年度、8件、134万3千982円。平成23年度、5件、49万1千735円。平成24年度、7件、283万5千312円です。

割合が約3%、給付金額では0.61%に当たるものです。

返還の主な事由は、収入及び所得の未申告で、それ以外の不正受給は現在のところないと判断しています。

**Q** ケースワーカーの業務は、単なる経済的な給付だけではなく、自立支援のための相談援助活動も要求され、十分な経験と知識が要求される。極めてやりがいのある仕事にもかかわらず、物理的にも心理的にも業務の負担が大きく、ケースワーカーへの配属希望者は少ないのが実態ではないか。また、配属されたケースワーカーも経験を積む前に、2、3年で他の職場に異動してしまい、職場に実践の蓄積がなされない。組織的な人材育成について、どのような配慮をしているのか。

**A** 市長 生活保護制度の運用につき、ケースワーカーは大変苦勞

が多いと感じています。専門職で雇っていない中で、人事異動なので、どうしても一定期間で、せっかくスキルを身につけたところで異動になってしまいます。この点については、今後、市の人事で、福祉専門の職員を育てる場合には、その部内での異動にとどめるということも、もう少し根本的に考えていきたいと思えます。

● 就学援助制度の改善・充実を

**Q** 就学援助は、経済的な理由で義務教育を受けることが困難な人に対して援助する制度で、学校教育法で市町村が実施することを義務づけられており、その内容は市町村が独自に決めることができる。市の就学援助の概要と実施状況はどうか。

**A** 教育部長 平成24年度で、要保護児童生徒が6人、準要保護児童生徒が324人であり、世帯数で201世帯です。金額が2千367万円です。就学援助の内容ですが、準要保護児童生徒の保護者に対して、学用品費、通学用品、新入学児童生徒学用品、校外活動費、修学旅行費、給食費、医療費について援助しています。

**Q** 子どもの貧困化がますます進んでおり、子どもたちの学習権を保障するという観点からも、この制度の改善・充実が

重要であり、具体的に3点の提案をする。まず、通学費や体育実技用具費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費等も新たに就学援助の支給対象にすべきではないか。

**A** 教育部長 クラブ活動費、生徒会費、PTA会費については検討課題とさせていただきます。と思っています。

**Q** 全ての小中学生に就学援助の「おしらせ」を配布し、就学援助の希望の有無を全生徒から回収をする。さらに、課税状況を簡略化している。市でも改善すべきでは。

**A** 教育部長 援助を必要とする御家庭に対して、漏れなく周知を行うことは非常に重要なことであり、就学援助制度がよりよいものとなるために、制度の周知方法につきましても検討していきたいと思えます。

